

福祉系高校修学資金貸付制度 令和4年度募集要項

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

1 目的

この制度は、介護福祉士の資格の取得を目指し、福祉系高校に在学する学生を支援するために、無利子で修学資金の貸付けを行う制度です。

福祉系高校を卒業後、介護福祉士資格を取得し、岩手県内で引き続き3年間介護職員その他主たる業務が介護等の業務である者（以下「介護職員等」という。）の業務に従事することで、貸付金の返還が“**全額免除**”になります。

2 貸付対象者

福祉系高校に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す者とする。

3 貸付内容

- (1) 修学準備金 30,000 円以内（入学時の貸付けに限る）
※ 介護実習に際に必要な実習着等、福祉系高校特有の修学するに当たって必要な準備経費に充当するものであること。
- (2) 介護実習費 一年度当たり 30,000 円以内
※ 介護実習を行う際に必要な交通費、保険料、教材費等に充当するものであること。
- (3) 国家試験受験対策費用 一年度当たり 40,000 円以内
※ 福祉系高校が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費に充当するものであること。
- (4) 就職準備金 200,000 円以内（卒業時の貸付けに限る）
※ 福祉系高校を卒業後、就職する際に必要な経費に充当するものであること。

4 貸付期間

福祉系高校に在学する期間中、1年度ごとに決定額の1年分が交付となります。

5 貸付金の返還免除

- 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の資格登録を行い、岩手県内の介護保険法で規定する介護サービスを提供する施設等において、介護職員等として従事し、かつ、介護福祉士の資格登録日と業務従事開始日のいずれか遅い日から3年（在職期間が1,095日以上、従事日数が540日以上）の間、引き続き業務に従事した場合、貸付金の返還が免除になります。
- 福祉系高校を卒業後、大学や専門学校等に進学した場合、進学先の大学等を卒業後、3年の間引き続き業務に従事した場合、貸付金の返還が免除になります。
- 福祉系高校を退学したときや、返還免除の要件を達成できない場合は、貸付金を返還していただきます。

【 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への移行 】

福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の資格登録を行ったが、岩手県内で介護職員等の業務に従事せず、介護職員等の業務以外の業務（※）に従事した場合、福祉系高校修学資金返還充当資金の貸付に移行します。

※ 介護福祉士又は社会福祉士を受験する際に実務経験と認定される「施設・事業所」「職種」から、介護職員等の業務の範囲を除いた業務

6 申請方法

貸付を希望する方は、次の書類を在学する福祉系高校を通じて、岩手県社会福祉協議会まで提出してください。

※ 別紙「手続きに必要な書類の一覧」参照

(1) 介護福祉士修学資金等貸付申請書（第1号様式-②）

※ 収入印紙（200円）の貼付が必要となります。（郵便局、一部コンビニで取り扱っています。県の収入証紙ではありません。）

(2) 推薦書（第2号様式-③）

※ 在学する福祉系高校の長からの推薦が必要です。

(3) 介護福祉士修学資金等貸付における個人情報の取扱いに係る同意書（第16号様式）

(4) 申請者の住民票抄本

(5) 連帯保証人の住民票抄本

(6) 連帯保証人の所得・課税証明書

(7) 日本政策金融公庫の教育ローン等、当制度以外の借入れ又は奨学金等がある場合は、借入の状況が分かる書類の写し

* 申請者が未成年の場合は、法定代理人（親権者等）が連帯保証人となります。

* 法定代理人が2名いる場合は、いずれか市町村民税額の多い方を連帯保証人としてください。

* 必要に応じて、申請書類のほかに、書類の提出を求めることがあります。

* 連帯保証人は、貸付を受けた方が貸付金の返還を行わない場合、全ての返還義務を負担していただきます。

7 申請期限

令和4年5月18日（水） ※ 期限厳守

※ 福祉系高校から当会への提出期限です。福祉系高校への提出期限は、高校の担当者にご確認ください。

8 貸付決定

貸付を決定した場合は、福祉系高校を通じて、貸付決定通知を送付します。

※ 審査の結果、不承認となる場合があります。また、予算の範囲内で決定します。

9 留意事項

(1) 生活福祉資金貸付制度の教育支援資金、母子父子寡婦福祉資金、職業訓練による介護福祉士訓練給付金等、他の国庫補助で実施されているその他貸付事業等との併給はできません。

(2) 日本政策金融公庫の教育ローンとの併給はできます。

(3) 必要に応じ、申請書類のほかに書類の提出を求めることがあります。

10 照会先

〒020-0831 盛岡市三本柳 8 地割 1 番 3 ふれあいランド岩手内
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部 貸付担当
TEL 019-601-7022 (受付時間 平日 9 時～17 時)

Mail : sisetuka@iwate-shakyo.or.jp

- * 事前に「@iwate-shakyo.or.jp」からのメールを受信できるように設定願います。

- 募集要項・貸付要領・各様式は、岩手県社会福祉協議会ホームページに掲載しています。
<http://www.iwate-shakyo.or.jp/kenmin/shugaku.html>
⇒「岩手県民の皆様へ」→「各種貸付制度」内「介護福祉士等修学資金のご案内」
→「様式集 (R3.12 改正)」から、必要ページを印刷してご使用ください。